

第3章 まちづくりの基本方針

1. 土地利用の基本方針

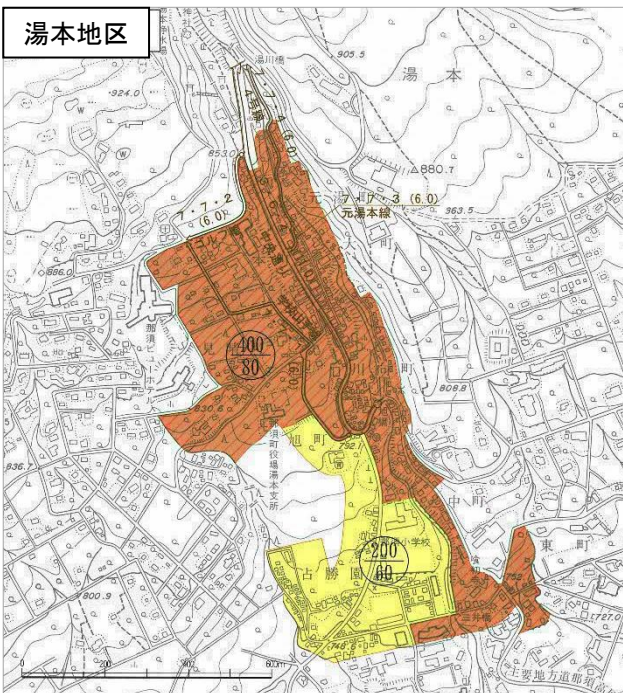
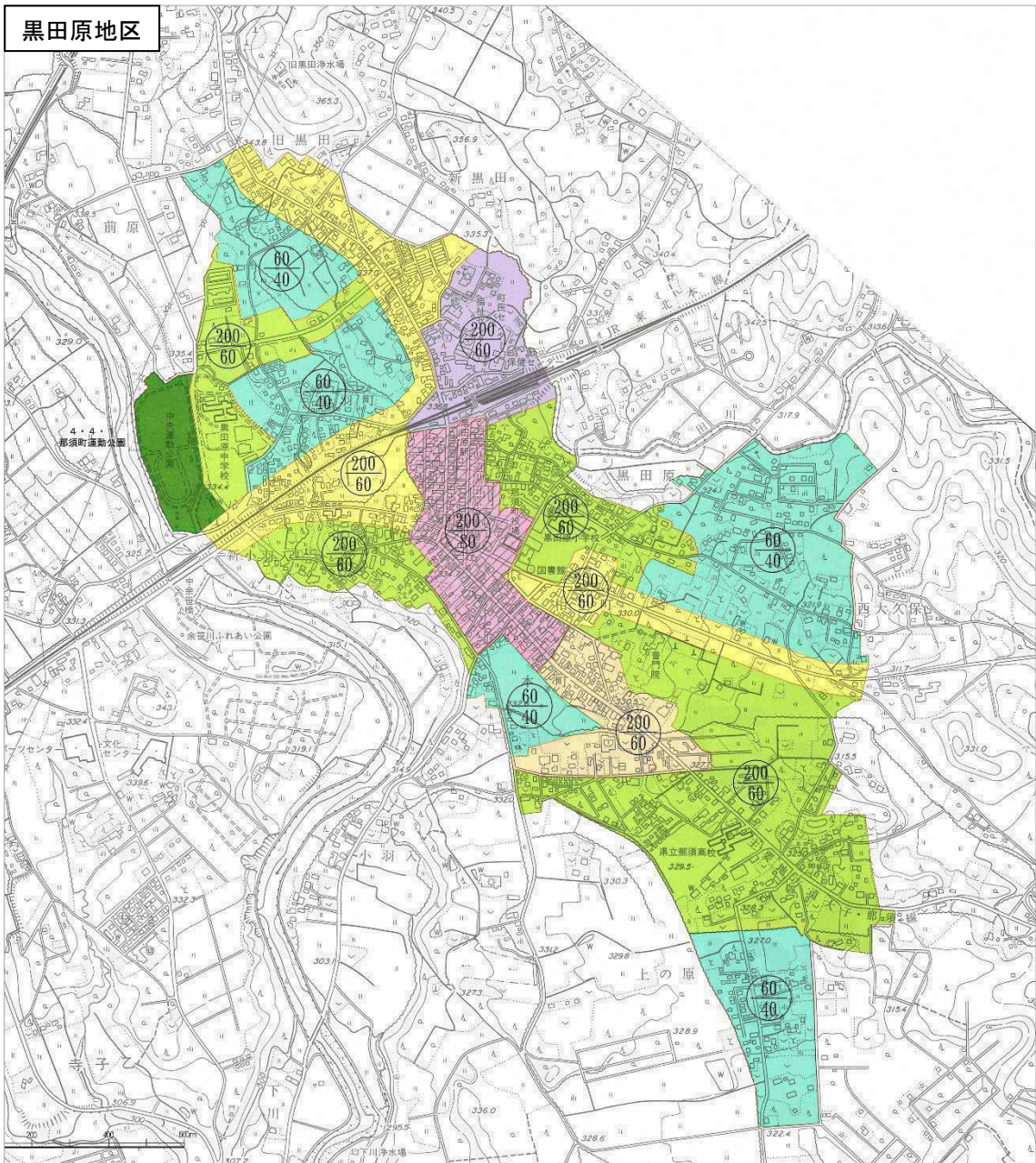
土地利用については、用途地域に基づく住居系・商業系・工業系の環境形成のための規制・誘導等を図ります。

湯本地区の商業地域や黒田原地区の近隣商業地域においては準防火地域が指定されており、火災などに強い市街地づくりを図ります。併せて、近年の頻発化・激甚化する自然災害に対応した安全・安心な観光・生活の空間とするため防災機能の確保を図ります。

また、土地利用の状況や見通しを踏まえ計画的なまちづくりが必要なエリアについては、農業等の土地利用との調整を図りながら用途地域等の地域地区指定を検討します。

用途地域の都市計画決定状況

区 分	面 積 (ha)	建 築 物 の 容 積 率	建 築 物 の 建 ぺ い 率	建 築 物 の 高 さ の 制 限
第一種低層住居専用地域	60.3 (31.0%)	6/10 以下	4/10 以下	10m
第一種中高層住居専用地域	78.7 (40.5%)	20/10 以下	6/10 以下	
第一種住居地域	46.4 (23.9%)	20/10 以下	6/10 以下	
第二種住居地域	9.0 (4.6%)	20/10 以下	6/10 以下	
住居系計	194.4 (76.4%)			
近隣商業地域	15.0 (31.3%)	20/10 以下	8/10 以下	
商業地域	33.0 (68.7%)	40/10 以下	8/10 以下	
商業系計	48.0 (18.9%)			
準工業地域	11.9 (100.0%)	20/10 以下	6/10 以下	
工業系計	11.9 (4.7%)			
用途地域計	254.3 (1.0%)			
都市計画区域	26,044.0 (100.0%)			
市街地の割合	254.3 (1.0%)			
用途地域外の都市計画区域	25,789.7 (99.0%)	20/10 以下	6/10 以下	



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準防火地域
	都市計画道路
	都市計画公園

(1) 住居系土地利用

住居系の土地利用については、黒田原地区・湯本地区・高久駅周辺地区・新高久周辺地区・芦野地区・伊王野地区の既存の市街地・集落の環境の向上を図るとともに、新高久周辺地区において交通利便性や各種施設の立地を活かした居住拠点形成を図ります。

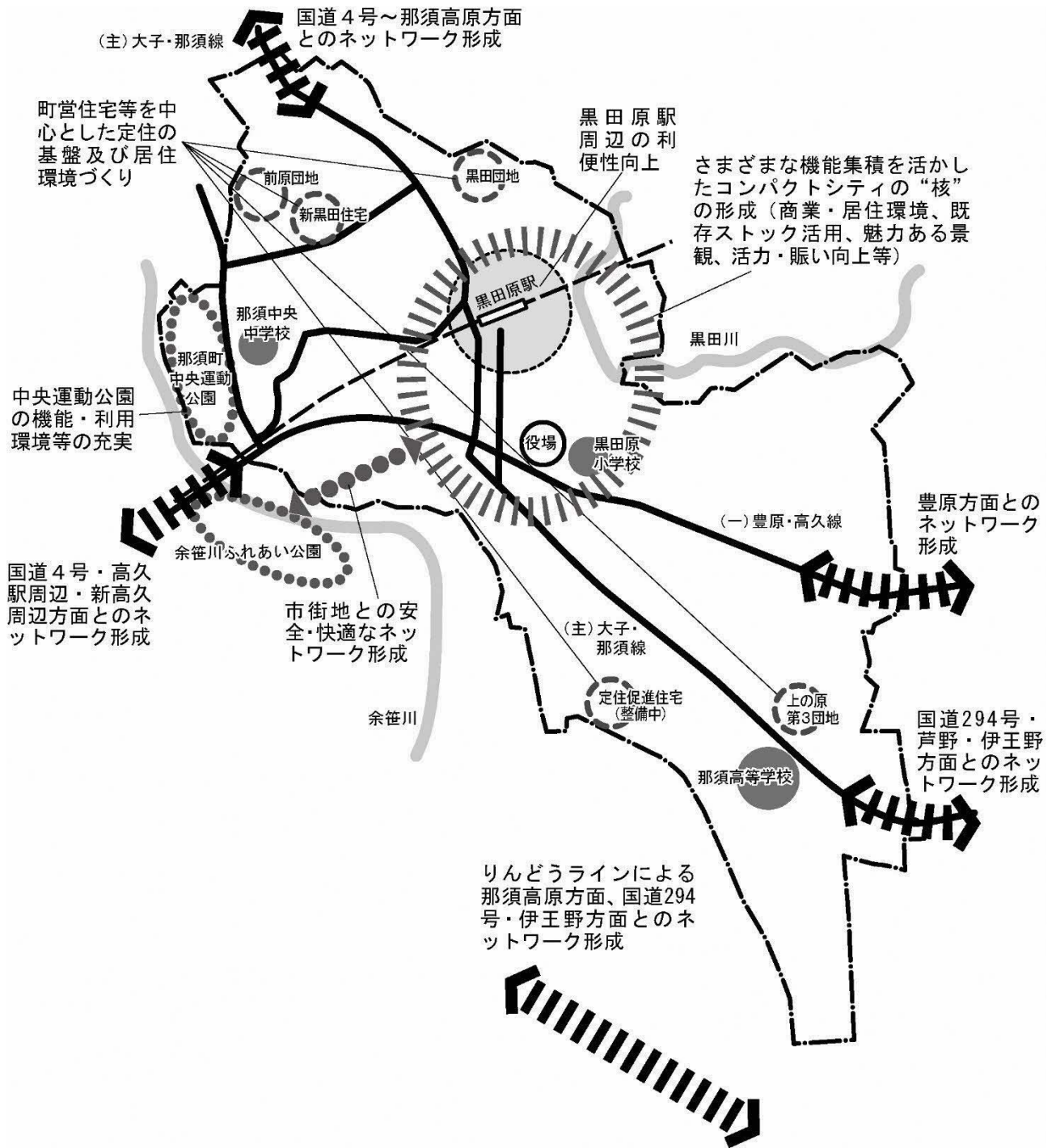
① 黒田原地区

黒田原地区については、活力創生ゾーンの中核をなす都市活動拠点として、行政や近隣商業等の生活サービス機能が集積し、利便性に優れた住居系の土地利用が図られています。

今後は、下記のような方策により町の中心としてふさわしい住み良い環境づくりを図ります。

- 道路交通環境向上（踏切改良や県道改良）を活かした生活サービス機能や居住の誘導、町内の主要な拠点とのネットワーク強化
- 黒田原駅周辺の拠点性強化（コンパクトシティの核、都市機能の集積、市街地の顔となるまちづくり等）
- 定住を促進する住居系開発の誘導
- 民間活力を活用した若年層定住のための住宅建設事業（定住促進住宅）の推進
- 憩いの場、交流の場、誰もが気軽に利用できるオープンスペースの確保
- 市街地に近接する豊かな親水空間である余笹川ふれあい公園とのネットワーク形成
- 下水道の整備による生活環境の向上
- 「第一種低層住居専用地域」「第一種中高層住居専用地域」「第一種住居地域」「第二種住居地域」の各住居系用途地域イメージに適合した市街地環境への誘導
- 「近隣商業地域」における生活サービス機能の維持・誘導
- 「準工業地域」における周辺環境と調和した土地利用（市街地内の工業系施設の集約等）
- 市街地内の空き家・空き地の有効活用（「空き家条例」との整合、建物のリノベーション等）
- 那須町民俗資料館や地域の歴史・文化を伝える地域資源等を活かした魅力あるまちづくり

黒田原地区まちづくり構想図



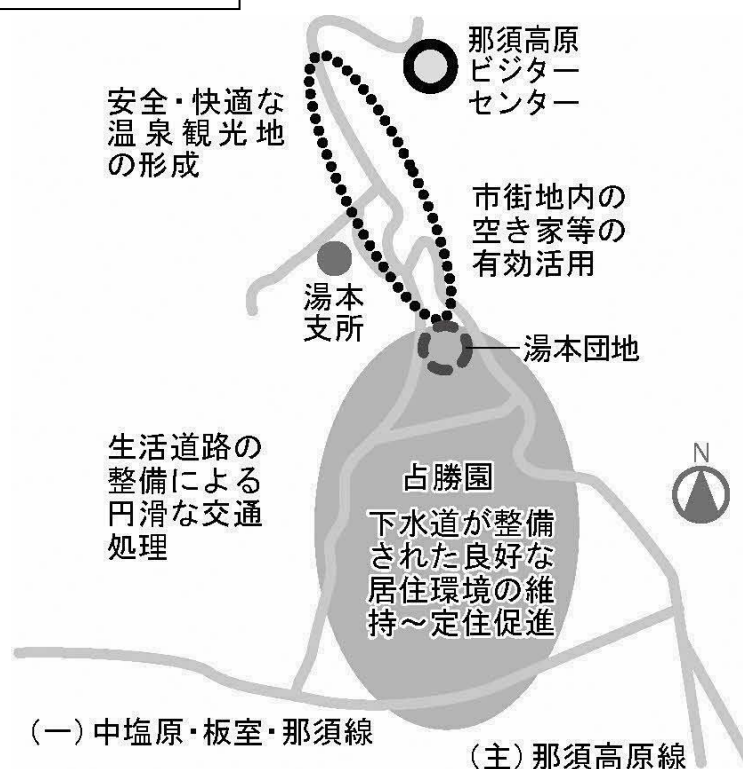
② 湯本地区

湯本地区については、豊かな自然と地域資源に囲まれた歴史ある観光商業拠点形成しています。また、占勝園などの住宅地と一体的なエリアであり、世界的な観光地と生活の場が共存した土地利用となっています。

今後は、下記のような方策により観光拠点と共存する住み良い環境づくりを図ります。

- 生活道路の整備（観光に利用される道路との機能分担、円滑な交通処理）
- 観光客・住民が利用する近隣商業機能の確保
- 下水道施設の適正な維持・管理
- 住民の憩いの場、交流の場、ゆとりと魅力を感じられる観光活動などを支援するオープンスペースの確保（魅力ある歩行者ネットワーク、安全・快適な街路空間、公園・緑地等）
- 「商業地域」における安全で快適な観光商業地としての環境づくり、準防火地域に基づく安全な観光地づくり
- 「第一種住居地域」の住居系用途地域イメージを踏まえた居住の場としても暮らしやすい市街地環境への誘導
- 市街地内の空き家等の有効活用（「空き家条例」との整合、観光・居住等の用途への活用、市街地内の低・未利用地を活用した居住促進等）

湯本地区まちづくり構想図



③ 高久駅周辺地区

高久駅周辺地区については、高久駅周辺に柏団地やグリーンハイツ田中などの住宅地が形成され、鉄道利用や黒田原地区・那須高原方面・那須塩原市方面との道路ネットワーク等、交通利便性に優れた拠点となっています。

今後は、下記のような方策により定住を促進するための環境づくりを図ります。

- 高久駅周辺の安全性・快適性の確保（(一)豊原・高久線や生活道路の改良、オープンスペースの確保、鉄道利用者の定住促進等）
- 高久駅周辺における公共交通の利便性向上（駅の利用環境向上、鉄道利用の促進）
- 柏団地やグリーンハイツ田中などの住宅地における生活環境向上（生活道路、緑化等の景観形成）
- 合併処理浄化槽設置事業による生活環境の向上
- 憩いの場、交流の場など住民が日常的に使えるオープンスペースの確保（街路空間、公園・緑地等）

④ 新高久周辺地区

新高久周辺地区については、東北自動車道那須 I C や国道 4 号などの広域的な道路網が整備され、バス路線運行や那須塩原市からのデマンド交通の乗り入れ（商業施設経由）が始まるなど、交通利便性に優れた居住の場となっています。

今後は、下記のような方策により住居系土地利用の拠点としての機能強化を図ります。

- 道路網・公共交通ネットワーク、商業等の施設立地を活かした便利で暮らしやすい居住拠点の形成
- 自然や農業等の環境との共生に配慮した住居系土地利用の計画的な誘導（用途地域等の地域地区による計画的な土地利用誘導等）
- （主）那須高原線のアカマツ林の保全（地域の貴重な自然資源の保全）
- 合併処理浄化槽設置事業による生活環境の向上
- 高久愛宕山公園や筒地河川公園など、憩い・レクリエーション・地域のシンボルの場となる公園づくり

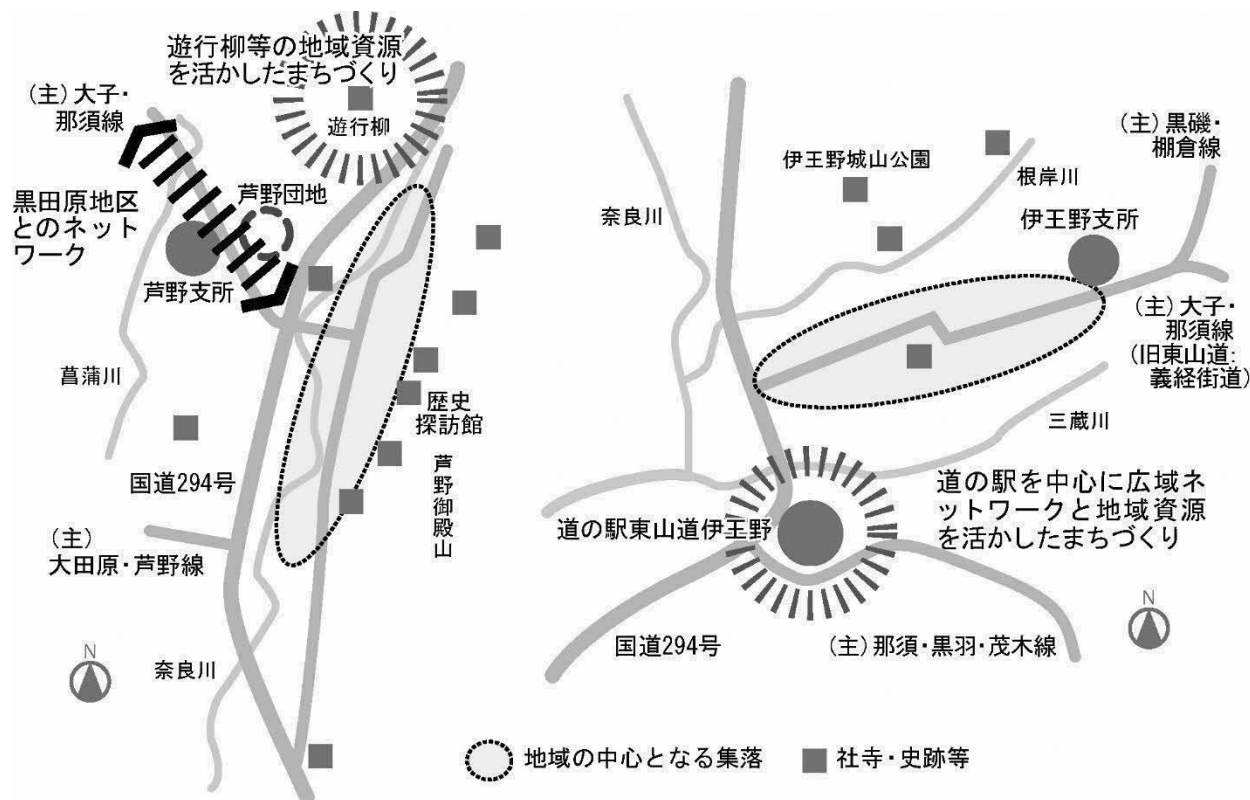
⑤ 芦野地区・伊王野地区

芦野地区・伊王野地区については、田園・地場産業振興ゾーンにおける生活拠点として、地域固有の歴史・文化や豊かな自然・農村風景が一体となった環境が形成されています。

今後は、下記のような方策により歴史・文化と調和した定住の拠点としての機能性強化を図ります。

- 芦野地区における遊行柳、歴史探訪館、芦野御殿山、伊王野地区における伊王野城山公園などの地域資源を活かした地域活性化
- 芦野地区における遊行庵、伊王野地区における道の駅東山道伊王野を拠点とした広域的な交流・地域活性化の促進（遊行庵の再整備、道の駅東山道伊王野の魅力づくり）
- 豊かな自然環境や地区の特性を活かした街並み景観形成、国道 294 号沿道における良好な道路景観形成
- 黒田原地区～那須高原方面へのネットワーク形成
- 合併処理浄化槽設置事業による生活環境の向上
- 地域コミュニティ・防災等の拠点としての公園・緑地や公共公益施設の機能向上
- 学校跡地や空き家・空き地の有効活用（他用途への利活用、「空き家条例」との整合）

芦野地区・伊王野地区まちづくり構想図



⑥ 別荘地

那須高原を中心とする別荘地については、自然環境と調和した本町特有の住居系土地利用が図られており、一部地区においては平成 17 年から平成 27 年にかけて人口の増加傾向が見受けられます。

今後とも本町の特性を活かした人口定住の場として、下記のような方策により住み良い環境づくりを図ります。

- 補助幹線道路・生活道路の適正な配置と維持・管理
- 首都圏からの高齢者の移住・定住を支援する移動しやすい環境づくり（公共交通ネットワークの充実、安全な歩行空間の確保等）
- 身近な憩いや交流の場となるオープンスペースの確保（公園・緑地・広場等）
- 合併処理浄化槽の普及による生活環境の向上
- 買い物等の生活利便性確保のため、市街地や道の駅等の生活サービス機能を有する拠点等とのネットワークの確保
- 空き家・空き地の有効活用（「空き家条例」との整合、住宅やオープンスペースとしての利活用等）

(2) 産業系土地利用

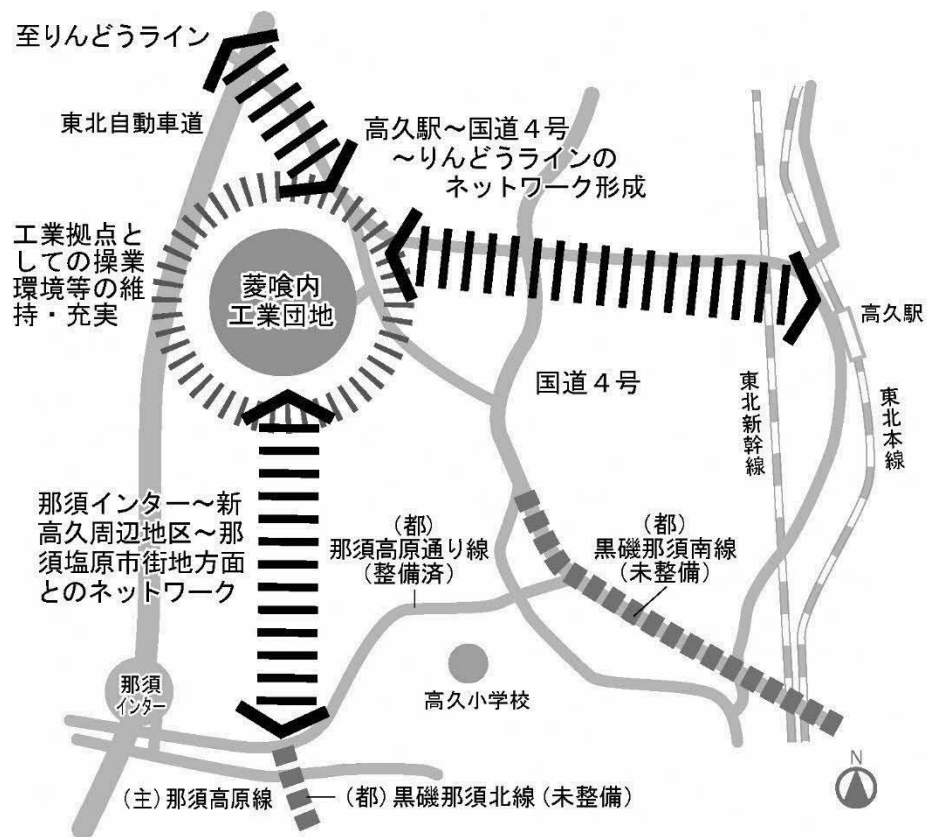
産業系の土地利用については、菱喰内工業団地の維持・充実を図るとともに、産業振興や就業の場の確保に向けた新たな産業系土地利用を検討します。

① 菱喰内工業団地の維持・充実

菱喰内工業団地については、活力創生ゾーンの産業拠点として機能しています。今後とも産業振興や雇用の場として操業環境の維持・充実を図ります。

- 東北自動車道・国道4号などの交通利便性に優れた産業拠点の維持・PR
- 高久駅周辺地区・新高久周辺地区との連携による職住近接型の産業拠点の形成
- 国道4号・りんどうラインとのアクセス環境の向上（アクセス道路の整備・改良等）
- 那須インター・（主）那須高原線方面とのアクセス環境の向上（都市計画道路網の整備による計画的なネットワーク形成等）
- 敷地内緑化等による自然共生型の産業拠点の形成

菱喰内工業団地及び周辺のまちづくり構想図



② 新たな産業系土地利用の検討

那須 I C 等の広域交通ネットワークや菱喰内工業団地における既存の産業機能を活かした新たな産業振興の拠点形成を図るため、下記のような方策により工業施設の立地・集積を誘導します。

- 菱喰内工業団地周辺における新たな産業用地の検討
- 黒田原地区における企業立地の誘導
- 新高久周辺地区における低・未利用地等の有効活用
- 上記以外のエリアについて、活力創生ゾーンを中心に、土地利用状況や法的規制等を踏まえた新たな開発適地の検討
- 栃木県と連携した企業誘致の推進

(3) 商業系土地利用

商業系の土地利用については、湯本地区、那須高原地区における観光商業の集積、黒田原地区等における近隣商業機能の集積の維持・充実を図ります。併せて、主要な集落等においても必要な生活サービス機能を確保することで、住民生活や観光活動等における利便性の向上を図ります。

① 湯本地区における観光商業

湯本地区については、那須高原の観光商業拠点として、古くからの温泉観光を中心とした商業地が形成されていますが、施設等の老朽化、交通渋滞、空き店舗の増加、温泉観光以外の多様なニーズへの対応などの課題を抱えています。

今後は、下記のような方策により由緒ある観光地としての魅力と利便性向上を図ります。

- 円滑な交通処理や安全な通行環境など、観光活動の基盤となる道路の整備
- 憩いの場や防災拠点等、安全・快適な観光商業活動を支援するオープンスペースの確保
- 空き家・空き店舗等の既存ストックの有効活用（観光施設へのリノベーション等）
- 温泉街の街並み景観の維持・創出のための規制・誘導手法の検討（地区計画等）
- 商業系の用途地域である「商業地域」への商業機能の集積と安全・快適な商業空間の形成

② 那須高原地区における観光商業

那須高原地区においては、広域交通ネットワークに優れた観光地として、道の駅那須高原友愛の森や(主)那須高原線沿道など、広範囲にわたり多様な観光商業施設の集積が見られます。

今後は、下記のような方策により広域的な観光拠点にふさわしい観光商業活動の支援を図ります。

- 自然公園法や景観条例に基づく、自然との調和が図られた沿道景観の形成
- 道の駅那須高原友愛の森周辺における観光商業、地域の生活サービス機能の充実
- 空き家・空き店舗等の既存ストックの有効活用（観光施設へのリノベーション等）
- 円滑な観光商業活動支援のための交通対策（道路網の整備・改良、観光交通のマネジメント、公共交通ネットワークの形成等）

③ 黒田原地区における近隣商業

黒田原地区においては、黒田原駅前を中心に本町の中心市街地としての近隣商業機能の集積が見られます。

今後は、下記のような方策により、商業を含めた幅広い生活サービスの拠点形成を図ります。

- 市街地内及び周辺から近隣商業機能を利用しやすいネットワークの形成（生活道路の整備、公共交通ネットワークの充実等）
- 空き店舗・空き地等の有効活用（生活サービスや公共施設等としての利活用）
- 子供から高齢者まで安全・快適に歩いて楽しめるオープンスペースの確保
- 商業系の用途地域である「近隣商業地域」への日常的な生活サービスを中心とした商業機能の集積
- 商店街や住民が主体となった商業・まちづくり等の活動支援

④ その他エリアにおける生活サービス機能

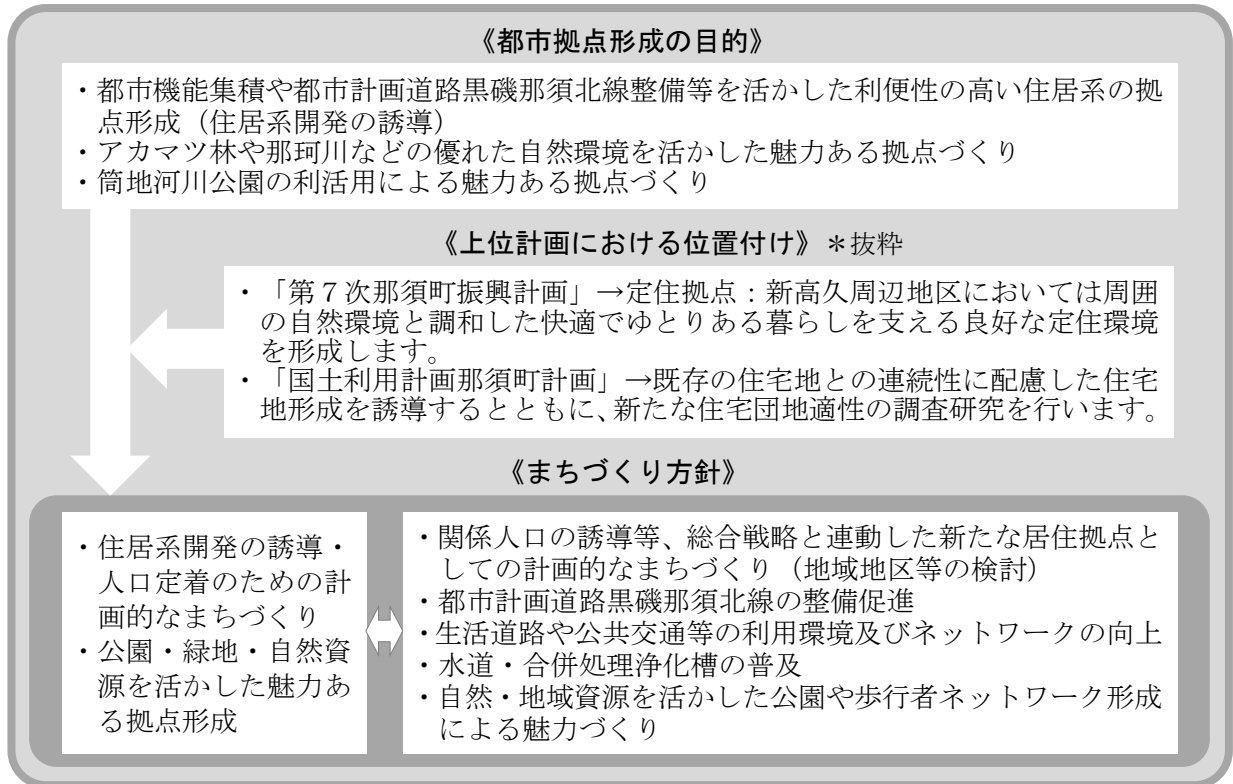
芦野地区・伊王野地区においては、地域の生活拠点としての生活利便性を確保するため、既存の生活サービス施設等の維持を図ります。また、遊行庵や道の駅東山道伊王野等を中心とした観光・交流等の活性化を図ります。

高久駅周辺地区・新高久周辺地区においては、新高久周辺地区に大規模商業施設が立地し、本町及び那須塩原市の公共交通乗り入れにより利用環境が確保されていることから、今後とも地域の生活利便性を支える拠点として維持を図ります。この他、地区に立地する既存の生活サービス施設等についても維持を図ります。

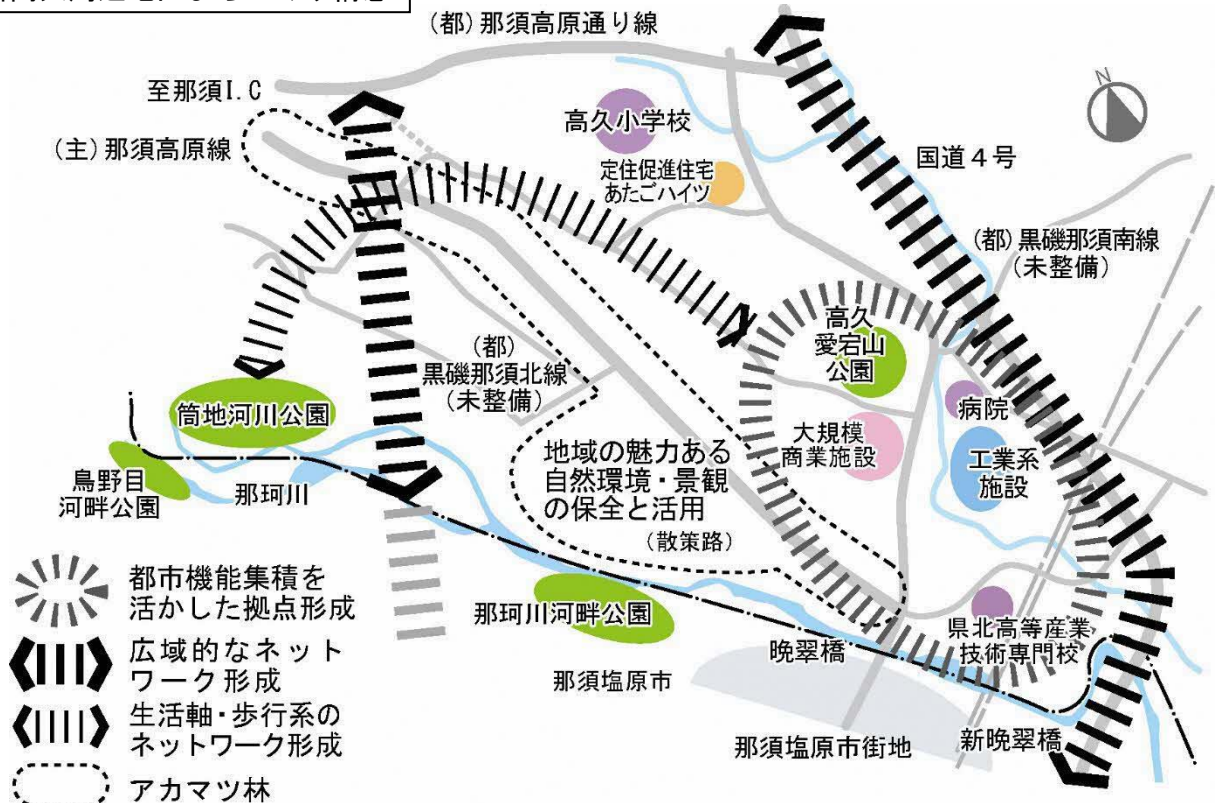
(4) 新たな拠点形成

① 新高久周辺地区

新高久周辺地区においては、優れた交通利便性を有する住居系土地利用を中心に、大規模商業施設等の各種施設の立地や公園・緑地整備などを活かし、既存集落等の生活サービス機能や利便性の維持・向上を図るための拠点形成を図ります。

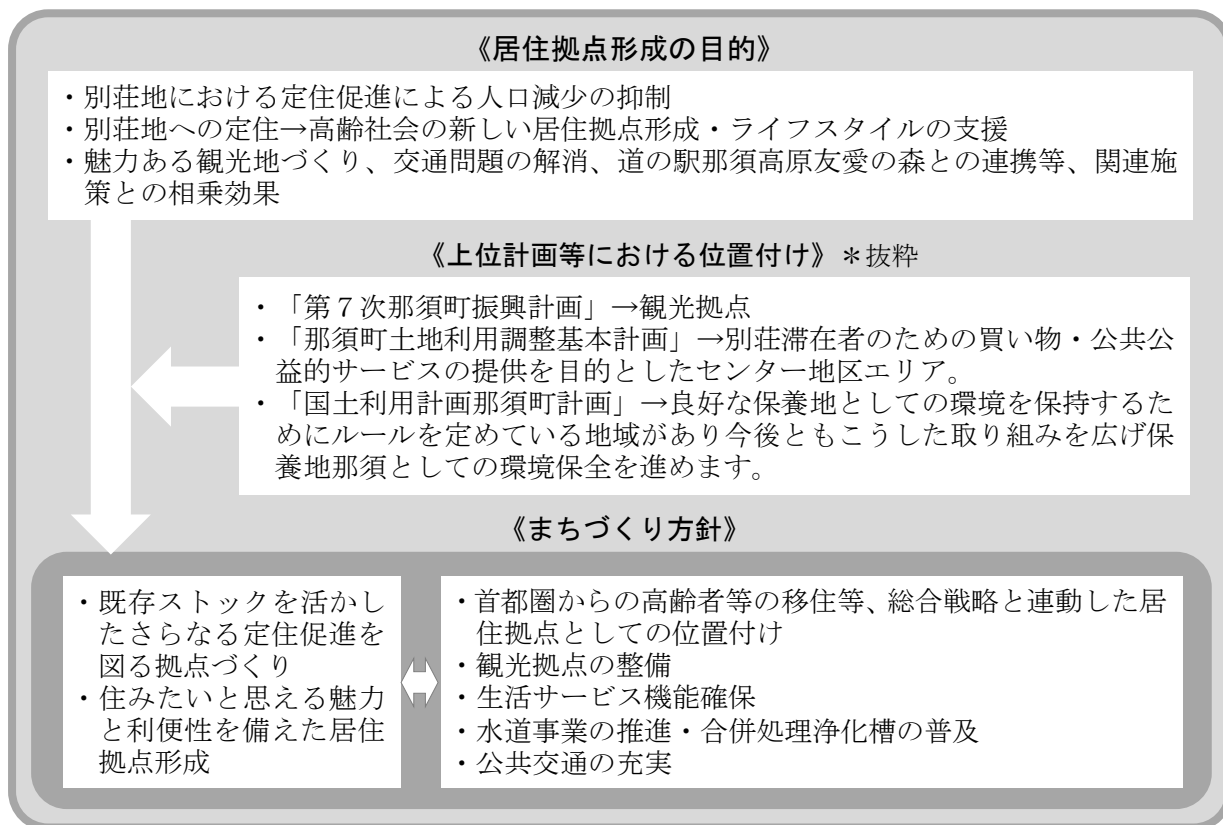


新高久周辺地区まちづくり構想

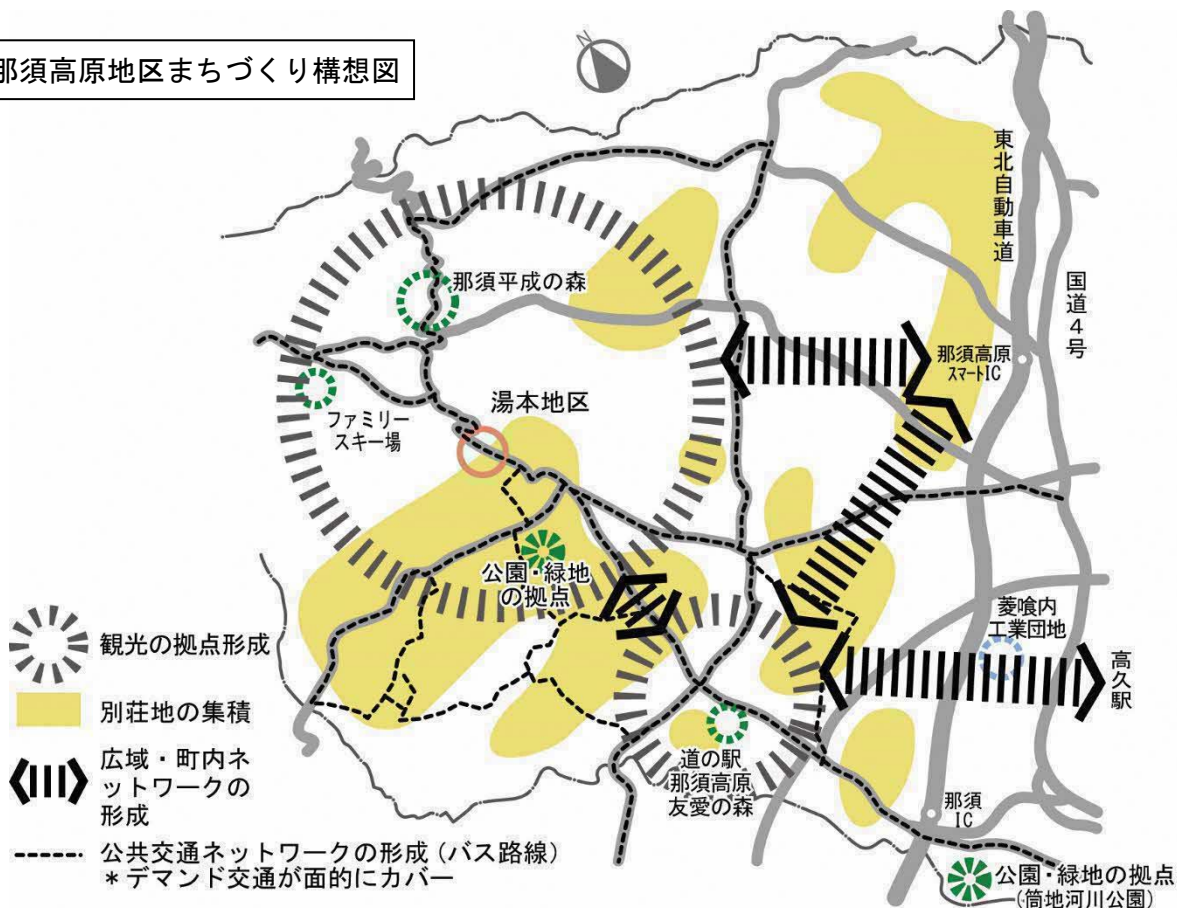


② 那須高原地区

那須高原地区を中心に広がる別荘地については、総合戦略と連携しながら首都圏の高齢者等の定住促進などを目的に、自然と観光地との調和に配慮した居住拠点形成を図ります。

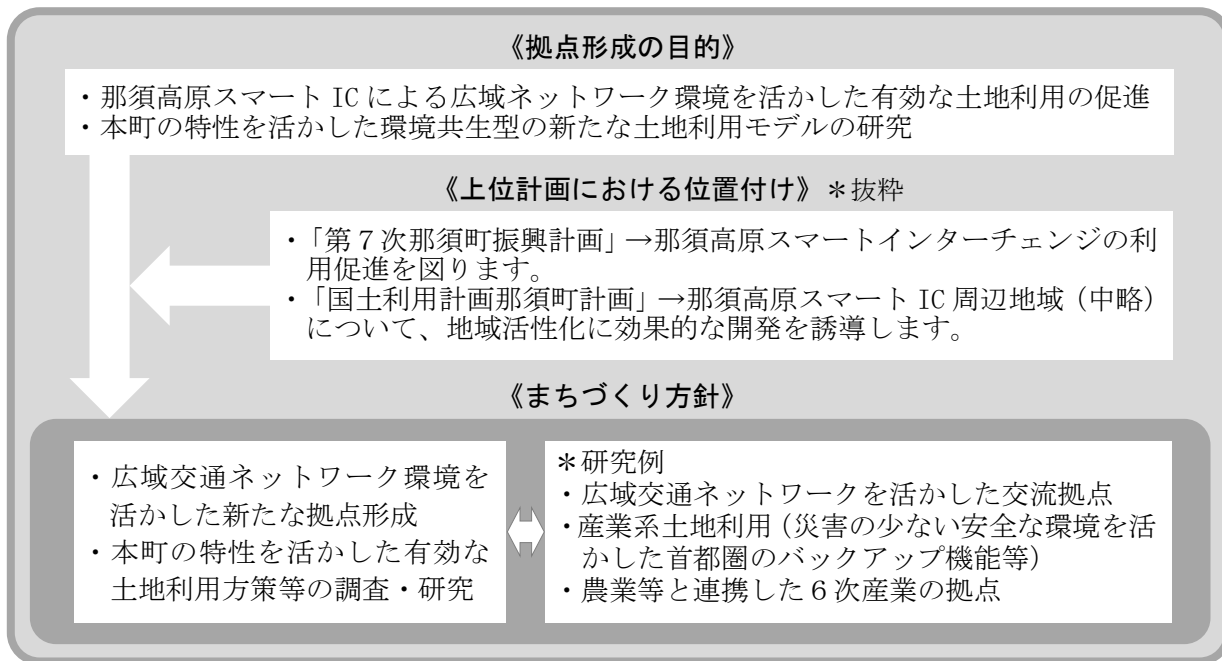


那須高原地区まちづくり構想図

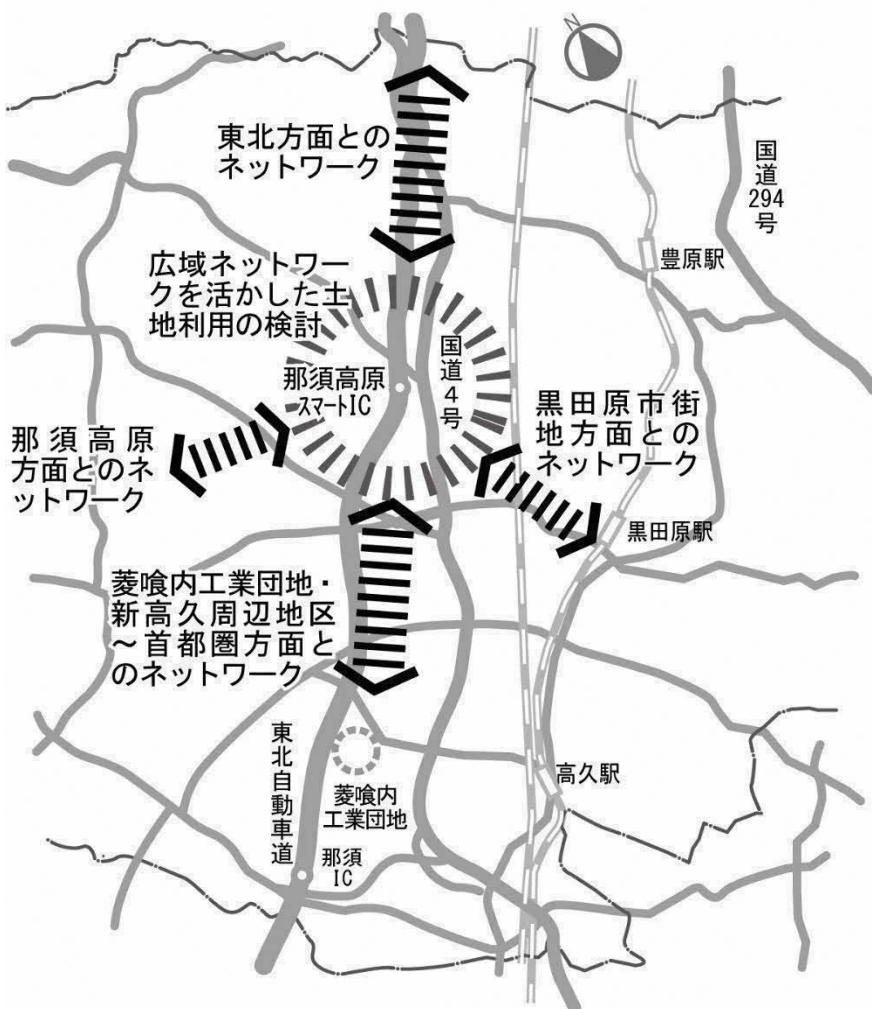


③ 那須高原スマート IC 周辺地区

那須高原スマート IC 開設による広域交通ネットワーク環境を活かし、周辺の未利用地の有効活用など、新たな活力づくりの基盤となる土地利用について調査・研究します。



那須高原スマート IC 周辺地区
まちづくり構想図



2. 都市施設整備の基本方針

人口減少・超高齢社会の進行、産業構造の変化、防災や環境問題への対応など社会経済情勢の多様化に対応し、健康で文化的な都市生活や都市活動の基盤として必要な機能を都市計画に位置付けます。

また、都市施設は土地利用と密接に関係するものであり、個別の都市施設の整備においては、整備内容やスケジュールを踏まえ、必要に応じて土地利用と連動した整備についても検討します。

(1) 道路交通網

道路交通網については、円滑な交通処理と地域・拠点等の良好なネットワーク確保を図るとともに、観光交通の円滑な処理（観光・生活・流通などの目的別の交通処理、車と歩行者の安全かつ円滑な交通処理等）にも配慮します。

① 道路の段階的機能の確保

道路については、下表に示す道路の段階的な機能分担を踏まえた整備を図ります。

《機能別の道路の分類》

分類	考え方
自動車専用道路	都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市の出入りする交通や都市内の枢要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
補助幹線街路	主要な幹線街路又は都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路。
区画街路	街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また街区や宅地の外郭を形成する日常生活に密着した道路。
特殊街路	自動車交通以外の特殊な交通の用に供する道路。（歩行者・自転車道、モノレール、路面電車等）

また、本町の道路整備においては、下記の方針に基づき、さまざまな都市活動や移動しやすい環境の基盤となる道路交通網形成を目指します。

○活力と魅力ある地域づくりの支援

市街地・集落や観光地などにおける土地利用や移動の軸を形成するとともに、安全・快適な利用環境を確保するため既存幹線道路の整備・改良の推進

○人にやさしい道路空間の創出

休憩や立ち話し等の場となるオープンスペースの確保、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入による安全な通行の確保、わかりやすい案内や情報提供

○豊かな生活を支える道路づくり

沿道土地利用及び歴史・文化資源等を活かしたまちづくりの軸となる道づくり、道の駅の機能強化（休憩、情報発信、地域連携、防災）、適正な維持・管理

○安全・快適な移動の支援

道路の適正な維持・管理、歩道の確保、観光地の交通マネジメント、効率的な道路整備、通学路の安全確保、公共交通運行基盤としての安全性確保

○防災・減災機能の確保

避難路・ライフライン・緩衝帯等の防災機能を踏まえた整備・改良、災害時の避難・輸送代替ルートの確保、法面・道路施設等の防災・減災対策

○情報化への対応

観光地における渋滞情報・最適ルート等の情報提供、情報通信技術（ICT）を活用した交通システムの検討

○環境・景観への配慮

周辺の自然環境・生態系への配慮、再生可能エネルギー・EV車や情報通信技術を活用した環境負荷の低減

② 都市計画道路の整備

都市計画道路については、湯本地区5路線、新高久周辺地区3路線の計8路線（延長約9,480m）が都市計画決定されています。このうち、整備済みとなっているのは、新高久周辺地区の1路線のみとなっており、今後とも整備推進を図ります。

また、土地利用や拠点形成の動向・方針と整合させながら、新たな都市計画道路の配置を検討します。

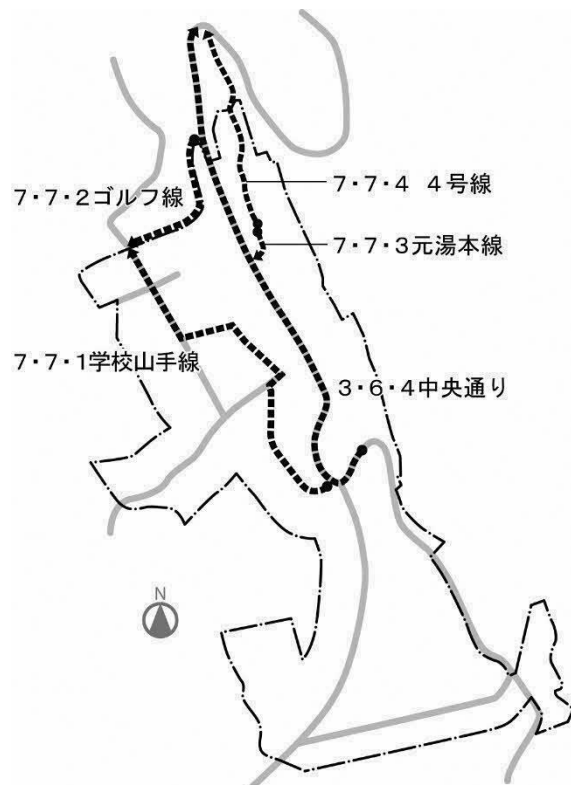
《道路の都市計画決定状況》

名 称		位 置		区 域	構 造		備 考
番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)	幅員(m)	車線数	
3・3・1	黒磯那須南線	大字高久甲 2339	大字高久甲地先	約 3,130	22.0	4	一般国道4号
3・5・2	那須高原通り線	大字高久甲 1167	大字高久甲 4008-10	約 2,510	15.0	2	(主) 那須高原線
3・5・1	黒磯那須北線	大字高久甲地先	大字高久甲 3611	約 1,220	12.0	2	(主) 西那須野・那須線
3・6・4	中央通り	大字湯本	大字湯本	約 1,050	11.0	2	(主) 那須高原線
7・7・1	学校山手線	大字湯本	大字湯本	約 750	6.0	—	
7・7・2	ゴルフ線	〃	〃	約 320	6.0	—	
7・7・3	元湯本線	〃	〃	約 80	6.0	—	
7・7・4	4号線	〃	〃	約 420	6.0	—	

新高久周辺地区の都市計画道路



湯本地区の都市計画道路



③ 黒田原地区の補助幹線道路

黒田原地区においては、都市活動拠点としての良好な交通体系の形成のため、県道の改良により形成された幹線道路網の機能を補完する補助幹線道路を配置します。

県道・りんどうライン等の周辺幹線道路との良好なネットワーク形成や公共施設・商業地・住宅団地等とのネットワーク形成などとともに、市街地内の都市防災においても有効な道路網を検討します。

④ 観光拠点等における補助幹線道路網

交通体系の骨格において位置付けた軸により町内及び広域のネットワーク形成を図るとともに、本町の交通課題である観光シーズンにおける渋滞等への対応を検討します。

このため、湯本地区・那須高原地区などの観光拠点や観光施設等の立地・集積エリアにおいて、交通の骨格軸の機能を補完する補助幹線道路網の形成を図ります。

併せて、情報通信技術を活用した効率的な運行システムやパークアンドバスライド等のソフト対策についても検討し、ハード・ソフトが連携した総合的な対応を図ります。

⑤ 町道・農道・林道等の整備

町道・農道・林道等については、整備計画に基づき、適宜、整備改良等を図ります。

市街地・集落における町道については、国県道とのネットワークを確保するとともに、地域の生活の軸として計画的な整備・改良を図ります。那須高原地区における町道については、渋滞緩和や生活環境向上を踏まえた整備・改良を図ります。

農道については、生産活動の基盤形成や農村等における生活環境向上を踏まえた整備・改良を図ります。

林道については、林業の基盤や安全な移動ルートの形成を図ります。また、自然環境の保全や防災機能等の多様な機能の基盤として、国・県とも連携しながら整備・改良等を図ります。

(2) 公共交通ネットワーク等

コンパクトシティ形成において拠点と集落を結び、高齢者をはじめ誰もが移動手段を確保された暮らしやすいまちづくりの基盤として、バス・鉄道などの公共交通機能の維持・向上と道路交通網と連携した良好なネットワーク形成を図ります。

① 町営バス・鉄道駅周辺等

生活交通として、町民バス、デマンド型乗合交通、民間の路線バス、那須高原観光周遊バス（きゅーびー号）、生活及び広域交通として鉄道（JR東北本線）による公共交通網が形成されています。

今後ともこれらの運行を維持するとともに、土地利用や拠点形成の動向・方針と整合させながら、安全・便利で快適に利用できる公共交通ネットワーク形成を図ります。

また、湯本地区・那須高原地区における観光活動支援や居住地としての利便性向上のため、下記のような方策を検討します。

- 民間の路線バスは、事業者と連携しながら運行の維持に努めます。町民バスは、既存公共交通機関との連携や、利用ニーズ（高齢者の利用、通勤通学での利用等）を踏まえた利便性向上に努めます。
- 那須高原地区の渋滞解消と観光客の周遊性向上、環境負荷の軽減を図るため、様々な渋滞対策の結果を踏まえた対策や情報通信技術を活用した効率的な運行システムなど、新たな交通体系の構築を検討します。
- 首都圏からの高速バスについては、広域的な観光動線呼び込む観光振興の軸であるとともに、本町の魅力を知ってもらうことで移住・定住の誘導への波及効果が期待される軸として有効活用を図ります。

② 湯本地区・那須高原地区の交通マネジメント

湯本地区・那須高原地区における休日・観光シーズン等の交通渋滞対策として、交通の円滑な処理や発生交通自体の抑制などの交通マネジメントを図るため、下記のような方策の導入を検討します。

○パークアンドバスライドの導入検討

社会実験結果を踏まえた駐車場や管理システムの検討、効率的・効果的な駐車場配置やバス運行ルートの検討、道の駅那須高原友愛の森における交通結節点機能の向上

○那須高原スマートICの活用

那須ICに集中している広域的な観光交通の分散化、公共交通ルートへの組み込み

○迂回路への誘導

迂回路マップの配布や情報通信技術を活用した渋滞情報・迂回路情報の提供

その他、主に商業施設の協力やソフト的な対応として下記の方策が挙げられます。

○物流システムによる対応

事業者との連携による共同輸配送・共同荷さばき場、夜間輸送等の業務による交通の分散化

○シャトルバスの利用促進

観光施設などを周遊するシャトルバスの利活用の検討

○次世代型の交通システムの活用

情報通信技術を活用した自動運転や公共交通の継ぎ目のない利用環境（MaaS）等の検討

(3) 公園・緑地

① 公園・緑地の配置方針

都市の骨格を形成する緑のオープンスペースとしての公園・緑地は、都市の無秩序なスプロール化を防ぐとともに、生活のうるおいとやすらぎの場、居住環境における良好な景観、スポーツ・レクリエーション・健康づくりの場、環境保全、防災などのさまざまな機能を発揮する根幹的な都市施設として位置付けられます。

公園・緑地については、その役割・機能に応じた分類がなされており、適正な配置を図るものとします。

《公園の分類》

種 別	標準面積	市街地人口に対する整備水準		主な利用対象
街区公園	0.25ha	1.0 m ² /人	4ヶ所/1万人	街区内の居住者
近隣公園	2.00ha	2.0 m ² /人	1ヶ所/1万人	近隣の居住者
地区公園	4.00ha	1.0 m ² /人	1ヶ所/4万人	徒歩圏内の居住者
総合公園	都市住民全般の休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等総合的利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり10ha以上を標準とする。 〔都市計画区域内人口に対して1.0 m ² /人〕			
運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1ヶ所当たり15ha以上を標準とする。 〔都市計画区域人口に対して1.5 m ² /人〕			
広域公園	一の市町村の区域を越える広域の区域を対象に、休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、50ha以上を標準とする。			
特殊公園	ア) 主として風致の享受に供することを目的とする公園（風致公園）。 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。			

② 都市公園の整備

現在、黒田原地区において1箇所（那須町中央運動公園）が都市計画決定されており、安全で快適な利用のため適正な維持・管理に努めます。

平成9年度には余笹川ふれあい公園の供用が開始され、市街地に隣接した良好な親水空間として親しまれています。こうした親水空間の他にも、地域の自然・歴史資源は地域特性を活かした憩い・交流等の場となることから、保全を前提としながら必要に応じた公園・緑地等としての利活用を図ります。

なお、今後、広域的かつ総合的なスポーツ・レクリエーション等の機能を備えた那須町総合運動公園の整備を検討します。

《都市公園の都市計画決定状況》

番号	名称	面積 (ha)	種別	位置	決定年月日	
					当初決定	最終変更
4・4・1	那須町中央運動公園	約5.6	地区公園	大字寺子乙字小羽入道 大字寺子丙字前原	昭和53年3月7日 栃木県告示第216号	平成25年3月29日 那須町告示第23号

*駐車場整備等に伴う面積変更あり

③ 防災拠点としての機能の確保

公園・緑地等のオープンスペースについては、災害時の緩衝帯、避難場所、防災活動・応急処置等の場、緊急輸送拠点、避難生活の場、平時における備蓄基地など、さまざまな防災機能を有していることから、適正な配置を図ります。

市街地や集落の平地林についても、災害時の緩衝帯や避難地などの防災機能を有していることから、積極的に保全するとともに適正な維持・管理を図ります。

(4) 供給処理施設

上下水道等の供給処理施設については、市街地・集落等の生活環境向上のため、円滑な整備等を図ります。

① 上水道

上水道については、生活に不可欠な水の供給を行い、良好な生活環境を形成するとともに、地下水の保全にも寄与する重要な施設として整備されてきました。

今後は、人口減少に伴う効率的な事業運営や安全・安心な水道サービスの提供に向け、整備済施設の更新及び維持・管理、未普及地域の解消を図るとともに、施設再編等による持続可能な水道事業に向けた取組を進めます。

② 下水道

那須町公共下水道事業により、湯本地区は 123ha が供用されています。

黒田原地区は平成 14 年から供用を開始し、97ha が供用されています。(供用面積はいずれも平成 30 年度) 今後とも公共下水道事業の円滑な推進により、市街地の居住環境の向上を図ります。

また、公共下水道処理区域外の地域については、合併処理浄化槽の設置推進により、生活環境の向上を図ります。

③ その他供給処理施設等

火葬場については、生活に必要な施設として適正な維持・管理に努めます。

《火葬場の都市計画決定状況》

番号	名称	面積 (ha)	位置	当初決定	最終変更
1	那須聖苑	約 0.79	大字高久甲字馬坂	昭和 39 年 3 月 2 日	平成 25 年 3 月 29 日 那須町告示第 24 号

ごみ処理については、安定的かつ効率的な処理を目的に、那須地区広域行政事務組合により本町内において最終処分場の整備が進められています。施設の稼働にあたっては、適正な運用及び維持・管理を行うとともに、本町の良好な環境との共生を図ります。

その他、電気・ガス等の供給処理施設については、事業者等の協力を得ながら、開発や施設立地などに応じた円滑な供給等を図るものとしします。

(5) 砂防施設

砂防施設については、近年の激甚化する自然災害に対する防災機能に加え、自然環境保全（水源涵養等の機能の保全）、安全・快適な観光活動支援、林業環境維持などの多様な効果が発揮されるよう、適正な維持・管理に努めます。

《砂防施設の都市計画決定状況》

番号	名 称	面積 (ha)	位 置	当初決定	最終変更
1	棒叩沢 1 号砂防設備	約 0.17	大字大島字大島	平成元年 3 月 31 日 那須町告示第 64 号	
2	棒叩沢 2 号砂防設備	約 0.16	〃	〃	
3	家老川砂防設備	約 0.12	〃	〃	

(6) その他公共公益施設

公共公益施設については、便利で住み良い居住環境形成に不可欠な施設であり、『公共施設等総合管理計画』に基づく整備、維持・管理等を基本とし、バリアフリーや交通アクセスなど、誰もが利用しやすい利用環境づくりを図ります。

① 公共公益施設の適正な維持・管理

役場・図書館等の公共公益施設については、施設の再編・統廃合が進んでいることから、今後は「那須町公共施設等総合管理計画」に基づく適正な維持・管理を図ります。

② 誰もが安全・快適に利用できる環境づくり

施設等の改修・整備においては、高齢者・障がい者が安全に利用できるバリアフリーやすべての人が使いやすいユニバーサルデザイン環境、敷地内緑化等による景観形成など、安全・快適に利用でき、地域の交流、まちづくりの場となる拠点形成を図ります。

3. 水と緑の基本方針

豊かな緑を活かしたまちづくりのため、『那須町緑の基本計画』に準拠し、公園・緑地の配置・整備、緑化推進、緑のネットワーク形成を図ります。

水と緑の基本方針（『那須町緑の基本計画』より）

良好な環境の保全

那須高原の山林環境の保全
 八溝の森林環境の保全
 那珂川・余笹川・黒川などの河川環境の保全
 農業や酪農を支える生産緑地環境の保全
 野生動植物の保全
 地球人としての緑の保全

魅力ある自然環境の活用

森林環境の活用
 地域活性化につながる緑の活用
 水辺の活用

日常的な環境としての緑地の創出

都市公園の整備の促進
 公共施設の緑地の確保と維持
 適正な宅地開発の誘導による緑化の推進
 民有地の緑化の促進

平地林等の身近な緑の保全・活用

平地林の保全及び活用
 市街地及びその周辺の斜面林の保全
 身近な屋敷林等の保全及び育成
 社寺林の保全及び育成

緑のネットワーク形成

緑と緑、緑と水、市街地と緑を結ぶネットワークの形成
 都市計画道路の緑化

緑をまもる

緑をいかす

緑とくらす

《基本方針2》 心地よい環境づくり としての緑をいかす

- ・ 那須町らしさあふれる森林の活用
- ・ 地域を潤す豊かな水辺の活用
- ・ 生活やまちの魅力を向上させる身近な緑の活用
- ・ 快適な生活を支える新たな緑の創出
- ・ 緑と緑をつなぐネットワークの形成

《基本方針1》 那須町らしさあふれる 広大で良質な緑をまもる

- ・ 雄大で豊かな山岳・森林の保全
- ・ 恵ある安全な河川の保全
- ・ 地域の環境を支える身近な緑地の保全
- ・ 実り多き田園等の保全
- ・ 比類なき財産としての風景の保全
- ・ 歴史文化を今に伝える緑の保全

《テーマ》 豊かな自然と 時があふれる 緑彩のまち

《基本方針3》 自然共生のために みんなで緑とくらす

- ・ みんなの手で行う緑化の推進
- ・ 次代につなぐ緑化意識の啓発